

令和4年度 富山県包括外部監査結果 概要

包括外部監査人 公認会計士 海下 巧

1. 監査のテーマ

人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する事務の執行について

2. テーマの選定理由

我が国の人口は、2020年（令和2年）の国勢調査では、1億2,615万人となり、2010（平成22）年の1億2,806万人をピークに、人口減少社会に突入している。今後は、長期の人口減少過程に入り、2065年の総人口は、約9,000万人を割り込むと推計されている。また、我が国は、世界的に見ても高齢化が急速に進展し、団塊の世代がすべて75歳となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%になると推計されている。一方、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す）は、2005年（平成17年）に過去最低の1.26を記録し、その後、2015年（平成27年）の1.45にまで一旦回復したが、再び減少し、2020年（令和2年）では1.33となっている。2005年以降の人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率）は2.06～2.07であり、いずれの年の合計特殊出生率もこの水準に達していない。また出生数も、2020年（令和2年）では84万人と100万人を割り込んでおり、少子化は進行している。

富山県においては、人口は1998年（平成10年）の113万人をピークに減少し、2020年（令和2年）では103万人と1970年（昭和45年）とほぼ同じ人口になっており、全国よりも約10年早く人口減少に転じた。年齢区分別では、2020年の年少人口（15歳未満）は11.6万人で1970年の約半分、高齢者人口（65歳以上）は33.5万人で1970年の約4倍となっており、全国を上回るスピードで高齢化が進行していることもあり、人口構造は大きく変化してきている。また、生産年齢人口（15～64歳）は1991（平成3）年をピークに減少に転じている。

富山県は、豊富な電力、工業用水などのもと、一般・電気機械をはじめとして、アルミ等の金属製品、医薬品等の化学など多様な業種によって日本海側屈指の工業集積が形成されている。また、工業のみならず、豊かな山・川・海・平野に恵まれ、農業・水産業なども国内有数の知名度と生産量を誇る。

係る産業は、勤勉な労働力に支えられてきたところであるが、人口減少・高齢化が進む中、従来の施策・事業だけでは活力ある産業を維持、発展させることができず、経済活力の減退などの経済的な影響が懸念される。

このような状況を克服するために、富山県では、人材の育成・確保、産業の活性化、女性・高齢者や障害者の活躍を促す様々な施策及び事業を進めてきている。したがって、係る雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する事務の執行について、法令や規則

に従って適正に執行されているかのみならず、経済性、効率性や有効性について検討することが有用であると考え、特定の事件として選定した。

3. 監査対象

本監査では、政策の一つを取り上げるのではなく、人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための個々の施策及び事業を対象としている。そのため、特定の部局等が監査対象となるのではなく、それぞれの施策及び事業を担う部局等が監査対象となる。また、同時に、監査対象となった部局等が実施する全ての施策及び事業を対象とするのではなく、個々の施策及び事業のうち一定の抽出基準により選んだものを対象とした。

(監査対象部局等)

知事政策局	成長戦略室	創業・ベンチャー課
	働き方改革・女性活躍推進室	少子化対策・働き方改革推進課
		女性活躍推進課
(富山県民共生センター指定管理者) サンフォールテJOIグループ	公益財団法人富山県女性財団	
地方創生局	観光振興室	観光戦略課
厚生部	こども家庭室	子育て支援課
	障害福祉課	
商工労働部	商工企画課	
	地域産業支援課	
	立地通商課	
	労働政策課	
	産業技術研究開発センター	
農林水産部	農業経営課	
	農村振興課	

4. 監査の対象年度

原則として令和3年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の主な着眼点

- ① 雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する規則等は適切に整備され、また実態に合うよう適切に改正されているか。
- ② 現状に合致した計画が策定され、実行されているか。また、結果に対する評価は適切で、計画の見直し、改善案の策定や実行は適切に行われているか。
- ③ 事業が効率的に行われ、限りある予算が無駄なく有効に使われているか。

- ④ 委託業務等に係る業者選定、契約、発注、検査が適切に行われているか。
- ⑤ 過去に実施された包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

所轄部署に対する質問、諸資料の閲覧、計画と実績の比較等の分析、視察及び観察、サンプリングによる事務手続の検証を中心として実施する。

(3) 外部監査の実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月16日まで

(4) 外部監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	海下 巧	公認会計士
補助者	蒲田 和史	公認会計士
補助者	山口 哲也	公認会計士
補助者	柴 義公	公認会計士
補助者	梶谷 昭	公認会計士
補助者	谷口 明	公認会計士
補助者	橋本 理華	公認会計士

包括外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定に記載すべき利害関係はない。

6. 語句の説明

当報告書では監査の結果、発見された事項を「指摘」及び「意見」に区分した。両者の定義は、次のとおりである。

「指摘」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合（形式的な誤りを含む。）、あるいは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

7. 主な指摘事項及び意見

(1) 全般

指摘事項の多くは事務ミスと言えるものである。補助金交付にあたり実施要領及び交付要領を整備しておらず、結果としてルールが明確になっていないこと、事業運営委託先の職員に対する人件費の積算に誤りがあること、補助金交付にあたり活動実績報告に規定上添付すべき資料の不足があったこと、業務委託費の精算書と仕様書との相異があったこと、委託費の支払につき報酬の支払件数と実績件数が相違しておりミスが見逃されていることで

あった。

また、補助金交付にあたり活動実績報告に添付される収支決算書に数値の記載ミスがあったこと、施設利用に係る手続きの不備があったこと、再委託をする際に県の許可をもらっていないことがあったことである。

これらは、当該指摘事項又は意見が発見された事業の特性に起因して生じたものではなく、今回対象としたその他の事業も含め、県のあらゆる場面において生じるものである。

県においては、本報告の発見事項を踏まえ、全体的に事務ミスの有無を確かめ、改善、防止を図ることが望まれる。

事務ミス以外で全般的に感じられたこととして、県民のニーズに必ずしも合致していないか、より一層のニーズ把握を要し、これにより内容の見直しが必要と思われるものが散見された。また、ニーズに見合って予算を効率的に配分するとともに、PR する対象の拡大や PR 方法を多様化するなど県民に行き届くよう対策することで、より有効に事業が実施されると思われるものがあった。

また、助成金等の申請や報告について、提出書類が多く、書類を紙で提出することになっている、同じ書類を重複して提出することになっているなど、手続きが煩雑であるものが多かった。提出書類の省略の工夫をするとともに、DX 化を進めることで、県の事務効率化のみならず、申請者にとって申請のしやすいものとするのが望まれる。

さらに、異なる事業間ないし同じ事業内で内容が重複していると思われるものがあった。事業間ないし事業内で調整・統合することが必要である。県全体で、ニーズの把握、PR、事業の調整・統合を進め、限りある予算を効率的に使用することが望まれる。

(2) 主に人材を育成・確保するための事業に関する発見事項

首都圏等人材確保コーディネーター配置事業において、合同企業説明会の参加者数について恒常的に参加企業数を下回っており、これに関する原因分析と改善策を検討すべきである。

コロナ離職者再就職支援事業において、運営費予算について、過年度実績があるにもかかわらず、過大に計上しており、結果として予算を下回る実績金額であった。必要な金額だけ予算計上し、限りある資金を他の有効な事業にて活かすべきである。

アジア高度人材受入事業において、人材受入に係る業務委託費の精算額と仕様書記載との相違が見られた。原因は、仕様書に基づき参加者数に応じて業務委託費を減額すべきところ、新型コロナウイルスの影響により参加者数が当初の想定を大幅に下回ったことから、仕様書どおりの減額では、受託者の当該事業に係る固定費の支払いが困難となることを踏まえ、外国人材雇用に関するアンケート及び企業向け個別相談会を追加実施することにより、仕様書とは異なる減額にとどめたことによる。精算額を事後的に変更するのであれば、本来であれば仕様書にその内容を盛り込むことが望ましいと考えられる。また、受託者における固定費の負担を考慮した経費精算方法を設定することが考えられる。なお、本事業では、就職後の継続雇用状況の把握は行われていないが、県内企業の人材確保を図るという事業目的を踏まえると、採用後の雇用継続状況等に課題があった場合における当該事業へのフィ

ードバックは有用であり、採用後の学生の雇用継続状況及び退職事由等の追跡調査を行うことを提案する。さらに、海外の高度人材の確保・教育等には多額の経費が生じることから、短期退職となった学生について再就職支援等を行うことも有用と考えられる。

就職支援能力開発事業においては、委託訓練の内容について、求職者や訓練後の就職先などへのアンケート、意見聴取を通じてニーズを把握し、これを訓練の内容に反映させていく仕組みを構築することが有効である。

とやま UIJ ターン起業支援事業において、県は、補助金返還額の計算のため、補助金交付後概ね3年後に業績の報告を求めているが、これではタイミングが遅いと考える。県は補助対象事業に対して補助金を交付するだけでなく、補助対象となる事業者から適時の業績報告を求め、事業が軌道に乗るまで適時、適切なアドバイスを行える体制を構築するなど、より一層サポートすることが望まれる。

(3) 主に産業を活性化するための事業に関する発見事項

アルミ産業成長力強化戦略推進事業において、とやまアルミコンソーシアムの活動費の100%が県からの補助金で賄われているが、県の「会計事務関係手引書」に従うと、特段の理由が無いにもかかわらず100%補助がなされていることは不適切であり、補助金受領者である会員も一定の負担をするよう見直すべきである。また、県内学生を対象とするインターンシップと大都市圏学生を対象とするインターンシップを別に実施しているが、内容からみて合同で実施したほうが効率的といえる。

IoT・AI活用等生産性向上支援事業において、県外での講演やIoT・AI導入支援の取組の展示が行われているが、これらは当補助事業の対象として目的外の活動である。また、当補助事業における、各取組の目標数値は低く、県内事業者のIoT・AI化による生産性向上支援としては十分とはいえない。富山県として、県内の事業者へのIoT・AI化支援として、どういったことを目指すのかを明確にし、現在ある諸制度が有機的に一体となって、効率的・効果的に支援していく体制の構築が必要といえる。

産学官協働ローカルイノベーション創出事業において、とやま成長産業創造プロジェクトは、「企業への技術移転」を目指しているものであり、採択したテーマについては、今後、技術移転に至ることができたのかどうかについて確認することが必要であり、技術移転につながるようなアフターフォローや研究マネジメントを講じるべきである。

スモールビジネス創業支援事業（ワクワクチャレンジ創業支援事業）において、補助金交付後に利益が生じた場合は、一定の計算式のもとで県に返還することを求めているところ、令和元年度は補助金の返還実績はなかった（補助対象事業者8社）。理由は、補助金対象となった事業者の純利益金額がマイナス若しくは0円であったことによる。県は、補助金の交付後において利益金額の報告を求めるとともに、事業者の確定申告資料や試算表など、裏付け資料を確認すべきと考える。加えて、補助金の返還において補助対象事業者の person 費相当額を控除して計算する必要があるのであれば、補助金の交付要綱においてその計算式とともに明文化すべきと考える。また、県は、補助金交付後においても事業の経営が軌道に乗るまで、事業計画見直しのための助言等の継続的なサポートを行っていくことが望ましい。

とやま観光塾事業において、グローバルコースは1人の受講者のために事業費800万円以上がかかっており、費用対効果の面で再検討の余地がある。例えば、スモールビジネス創業支援事業の中で訪日観光客向けツーリズム・ビジネスの枠を設け、その中で具体的なアイデアと意欲を有する起業家を選抜して補助金を交付した方が費用対効果に優れると考える。また、同コースの委託先として事業開始当初より県外事業者を継続して選定しているが、定期的に見直しを行い、事業者についての適切な選定過程を経る必要があると考える。

(4) 主に女性・高齢者や障害者の活躍を促す事業に関する発見事項

障害を持つ学生のチャレンジトレーニング等事業において、委託先である「富山県人材活躍推進センター」では、新卒特別支援統括コーディネーター1名がすべての業務に対応しており、負担は大きいと推測されるほか、本人に支障が生じた場合に代替できないといったリスクや将来的な事業継続のリスクがある。業務を標準化しておく、複数名で業務にあたってもらうなどの対応を平時からやっておくことが必要といえる。

放課後児童クラブ事業において、長時間開所する児童クラブを支援する事業が整備されており、国・県・市による補助と県・市による補助を行う事業があるが、長時間開所する児童クラブで18時以降も開設しているクラブ140のうち、25クラブはいずれの事業の補助も受けていないと推測される。補助金の利用をしない市町村の判断を尊重することを前提としつつ、県は市町村が補助金利用を行わないとした判断理由について聞き取りを行い、制度の使い勝手など県として見直すべき点がないかどうか、より積極的な関与が必要か否かについて検討するのが望ましい。

事業所内保育施設推進事業において、事業所内保育施設への補助金のうち、運営費（人件費）は保育従事者の人件費総額に補助率を掛け合わせ、補助限度額の範囲内で交付される。実績報告書を確認したところ、1名の保育従事者の人件費が実績額の8割を乗じた額で計算されていたが、その理由は、当該従業員は勤務時間のうち約8割を保育従事者として従事し、残りは保育以外の業務に従事しているため、保育に従事している時間を集計しているとのことであった。しかしながら、保育の従事時間割合について、企業担当者にヒアリングを実施したのみであり、その根拠資料の提出までは企業に求めている。補助金は人件費総額をもとに算定されており、人件費の変動によっては補助金交付額に変更が生じる可能性があることから、他業務を兼務する保育従事者の保育従事割合は、日報等で確認を行う必要がある。また、医療機関や社会福祉法人など、夜勤や土日出勤がある従業員が働く企業に保育施設の設置のニーズが高いことが窺え、事業所内保育施設の需要自体は今後も発生が予想される一方で、当該補助事業が利用されていないのだとすれば、その原因について、事業所内保育施設を廃止又は休止した企業や関連団体から実情をヒアリングするなどして、制度設計の変更や補助事業の継続性の検討に反映させることが望ましい。さらに、県は補助対象を中小及び中堅企業に絞っているが、補助対象となる施設の乳幼児の定員等について事業者のニーズに合った形で対応することが望まれる。

富山県民共生センター指定管理において、指定管理者の代表者である公益財団法人富山県女性財団（以下、「女性財団」）への令和3年度の県委託実施事業は8件で、指定管理業務

を含めると年間 40 件近くになっているが、女性財団の職員数は 11 名（令和 3 年度）であることを考慮すると、指定管理業務を含む業務遂行が厳しい状況にあると推察される。女性財団が今後も実施事業を円滑に遂行するためには、今後の指定管理・受託事業の実施計画も考慮したうえで適切な職員数の確保が必要ではないかと考える。また、チャレンジ支援相談事業では、相談対応の件数として少ない印象を受けるが、相談のニーズ自体が少ないのであれば事業規模の縮小を行うことが考えられる。一方で、潜在的な相談のニーズがあるにもかかわらず、十分な周知がなされていないことが原因であれば、相談窓口設置に関する現状の周知方法（HP や広報誌等への掲載）について、例えば SNS 社会である現代の状況等を踏まえ、工夫の余地があると考ええる。さらに、男女共同参画を妨げる要因の把握や男女共同参画の現状について、調査結果を「とやまの男女共同参画データブック」として冊子にまとめているが、発行部数全体のうちの大半は男女共同参画に賛同する団体の職員や県関連施設等に無料配布されている。印刷コストの削減を図るため、冊子での配布を取り止め HP 上で公開する方式に変更することを検討されたい。

障害の多様なニーズに対応した職業訓練の実施において、パンフレット「障害者を対象とした職業訓練のご案内」を作成、配布しているが、配布先がハローワーク、支援学校などに限られているなど、就職希望者、意欲のある者全てに周知されているか疑問が残る。ハローワーク来訪者、支援学校の生徒全員に渡すほか、就労支援事業を行っている障害者福祉施設への配布も考えられる。さらに、各所において面談等を通じて来訪者・生徒・保護者・就職斡旋担当者に説明するなど、より積極的な関与が望まれる。

障害者工賃向上支援事業（農福連携含む）において、県が策定した工賃向上支援計画は、対象事業所を就労継続支援 B 型事業所としているが、研修の受講者には就労継続支援 A 型事業所も含まれていた。就労内容に違いがある A 型事業所、B 型事業所に対して同じ研修を実施すると研修内容がどちらかに偏った内容となり、本来の対象である B 型事業所にとって意義の少ない研修となる可能性があることから、事業計画に沿った取組を行うためには研修を別々に実施するなど対象者を限定し、より効果的な取組をすべきと考える。また、工賃向上支援計画の最終年度（令和 5 年度）の目標工賃額は 18,000 円（月額）であり、令和 3 年度実績 17,043 円と比較すると目標達成の実現可能性が懸念される。目標達成には効果的な施策が必要と考えられ、このことから農福連携推進を強力に実施することに至ったものと推察するが、翌年度以降の農福連携推進事業の効果が、想定されていたものであるか、十分な検討が必要と考える。

がんばる女性農業者支援事業において、J A 女性組織等活動費補助事業として 450 千円があるが、助成先の具体的な活動及び成果が不明で助成の効果があるとは言い難い。農村女性起業チャレンジ事業では追加申請があるなどサポートを受けたい女性はもっといと思われ、起業意欲の高い女性、意識の高い女性の活躍を直接サポートするものに使う方がより有効と考える。